

令和3年9月30日

保護者の皆さまへ

仙台市子供未来局児童クラブ事業推進課

新型コロナウイルス等特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の解除に伴う
児童館・児童クラブの利用について

本市の児童館につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染者が増加していることを受けまして、宮城県・仙台市緊急事態宣言の発出および新型コロナウイルス等特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の宮城県への適用に伴う市民利用施設の休館または利用自粛の呼びかけに伴い、令和3年8月13日（金）から9月30日（木）までの期間、乳幼児親子や小中高生の自由来館など児童クラブ以外の児童館事業を休止してまいりました。

このたび、新型コロナウイルス等特別措置法に基づき宮城県に適用されていたまん延防止等重点措置が9月30日（木）をもって解除されることとなったことを踏まえ、10月1日（金）からの児童館・児童クラブの対応については、以下のとおりとさせていただきます。

- ① 乳幼児親子の自由来館は、平日午前中の受け入れを再開いたします。
- ② 小学生以上の自由来館は、土曜日のみ受け入れを再開いたします。

児童クラブにつきましては、これまで、手洗いやマスク着用、施設消毒やこまめな換気などの基本的な感染予防を徹底してきており、引き続き、感染拡大防止に最大限配慮しながら受け入れを継続いたしますが、児童の安全確保のためには、児童クラブの密集性を緩和する必要があることから、可能な限り利用の見合わせ等にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

仙台市子供未来局児童クラブ事業推進課
電話：022-214-8176